

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 1 月 1 9 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

インターネットの調べた支給がくより実際の支給がくが少なかつたため。〇〇課の担当の職員に家賃ができるだけ低い所に住むように言われた。令和 3 年 2 月分保護費の決定通知書が送られてきてない。

令和 3 年 5 月 1 日の保護変更決定通知書を見ると生活扶助 9 5, 1 1 0 円、住宅扶助 5 3, 0 0 0 円、計 1 4 8, 1 1 0 円になっている。（インターネットで調べた生活保護費の）基準の 1 5 0, 0 0 0 円に障害者加算を加算すると、障害者加算 1 7, 0 0 0 円位に 1

50,000円をたして167,000円位になる。高れい者の支給額で支給してたのではないか。自分は、現在〇〇才で〇〇才から生活保護を受けている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年11月5日	諮問
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるも

のである。

(2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 期末一時扶助費

保護基準によれば、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされ、1級地—1在住の1人世帯に対しては、14,160円を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問第7の37・答）。なお、同通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

処分庁は、保護基準において、12月の基準生活費の額については、期末一時扶助費（請求人は1人世帯であることから14,160円）を加えた額とするとされているため（1・(3)）、請求人に係る令和2年12月分の保護費について、「期末一時扶助認定」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41歳～59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われている。

そして、請求人の同月分の基準生活費は、79,870円であり、これに障害者加算17,870円、住宅扶助費53,000円及び期末一時扶助14,160円を加算した額（164,900円）が、請求人に支給すべき保護費の額であるところ、これは、本件処分による保護費の額164,900円に一致しており、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、インターネットで調べた支給額より実際の支給額が少ないなどを理由にして、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、本件処分は、請求人の年齢、世帯構成、所在地域別による一般的な需要のほか、健康状態等による特別な需要等を考慮して、請求人の最低生活費を算定したものであり、上記1の法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

また、請求人は、令和3年2月分の保護決定通知書を受け取っていない旨及び令和3年5月1日付けの保護変更決定通知書の内容から支給金額が正しくない旨等主張しているが、本件は、令和2年11月19日付けで行われた本件処分が対象であるから、請求人の主張は採用できないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成